答　申　第　６４　号
（諮　問　第　６４　号）

平成３０年９月１３日

鎌倉市長　松　尾　　崇　　様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　安　　冨　　　潔

平成 30 年２月 16 日付け鎌総第 3445 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1　審査会の結論

平成29年8月21日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「1、鎌倉市が村岡新駅設置にかかる協議に参加した理由の全ての文書。２、村岡新駅設置に関し、鎌倉市が庁内で検討した内容、議事録、検討したメンバー等全ての文書。」に対して実施機関鎌倉市長が平成29年９月４日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2　審査請求の主張の要旨

⑴　本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア　行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成29年８月21日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年９月28日条例第４号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「1、鎌倉市が村岡新駅設置にかかる協議に参加した理由の全ての文書。２、村岡新駅設置に関し、鎌倉市が庁内で検討した内容、議事録、検討したメンバー等全ての文書。」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ　本件処分について

実施機関は、平成29年９月４日付け鎌倉市指令深地第17号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ　審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成29年12月６日付けで審査請求を行った。

⑵　審査請求の趣旨

本件請求のうち「村岡新駅設置に関し、鎌倉市が庁内で検討した内容、議事録、検討したメンバー等全ての文書。」に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

⑶　審査請求の理由要旨

審査請求人が平成29年12月６日に提出した審査請求書及び平成30年１月16日に提出した反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったので、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア　本件審査請求に係る決定は、情報公開条例第６条第２号と同条第３号に該当する「一部公開」といいながら「費用負担の考え方について」と題する文書の項目と神奈川県、藤沢市、鎌倉市の項目名のみを公開した､実質上の全部非公開である。

イ　条例第６条第２号該当による公開しない部分の理由について、法人の資産状況等について鎌倉市が独自に試算した情報が含まれており､当該情報を公開することで､試算結果があたかも法人の情報であるかのように流通することで、法人の事業運営上の地位が損なわれる恐れがあるためとしているが､「鎌倉市が独自に試算した情報」は、あくまでもそうした「独自の試算」であることを留保するか、それができないというのであれば、その「鎌倉市が独自に試算した情報」のみを非公開にすれば足りるのであって、項目を除くその内容すべてを非公開にする必要はない。

ウ　条例第６条第３号該当による公開しない部分の理由について、新駅設置の費用負担に関して、神奈川県、藤沢市、鎌倉市の費用負担について鎌倉市が独自に試算した情報が含まれており、現在も審理が続いている未成熟な内容であってその公開が市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがある、とするが､「試算」であることを明示すれば｢不正確な理解や誤解」を与えることもない。さらに､「未成熟な内容｣ともいうが､その論理は、結論の形成の過程での市民の積極的意見や関与を排除しようとするものでしかなく､認められるべきではない。また、意見表明者の具体名を非公開にするなどの限定的な非公開等の処置で、前出のおそれを防ぎ得ないのかが、具体的に検討されなければならない。

３　実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 29 年 12 月 27 日付けで提出された弁明書及び平成 30 年８月６日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

⑴　「費用負担の考え方について」の文書の内容には､法人の資産状

況等について、鎌倉市が独自に試算した情報が含まれており、当該情報を公開することで、試算結果があたかも法人の情報であるかのように流通することで、法人の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第2号に該当し、非公開とした。

⑵　同じ公開文書には、新駅設置の費用負担に関する情報が含まれており、神奈川県、藤沢市、鎌倉市の費用負担について鎌倉市が独自に試算した情報が含まれている。新駅設置の費用負担に関する内容については、現在も審議が続いている未成熟な内容であり、当該情報を公開することで、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがあることから、条例第6条第3号に該当し、非公開とした。

また、自治体名等を非公開にするといった限定的な処置はとれなかったのかという主張があるが、本件に関しては、神奈川県、藤沢市、鎌倉市の三者で検討していることは周知であり、容易に特定することができるため、審査請求人が主張する限定的な処置では、市民に不正確な誤解などを与えるおそれが防げるものではない。

⑶　本件で一部公開した文書については、同一の文書に対する処分について異議申立てがなされており、その異議申立てに対して平成29年2月13日付け答申第50号で条例第6条第2号及び同条第3号に該当するとした判断は妥当であるとの答申を受けた部分のみを非公開としている。

4　審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び実施機関からの弁明書、決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

⑴　本件対象文書について

本件対象文書は、村岡新駅の設置に伴い、鎌倉市の費用負担等について庁内で検討した書面である。

そこで、本件対象文書について、一部公開決定とした実施機関の処分について検討する。

なお、審査請求人は「鎌倉市が村岡新駅設置にかかる協議に参加した理由の全ての文書」も公開請求し、本件処分では不存在とされているが、このことについては争いがないことから、条例第6条第

２号及び同条第３号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について検討する。

⑵　条例第６条第２号該当性について

ア　条例第６条第２号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ　当審査会が本件対象文書を見分したところ、費用負担の考え方を検討するにあたって、法人県民税及び法人市民税の算定のための法人の資産状況が記載されていることが確認できた。記載された法人の資産状況は一般に公開されている内容ではなく、また実施機関が独自に試算した内容が含まれている。そのため仮に公開されると経営方針の一端が明らかとなり、今後の事業展開が察知されるおそれがあるほか、試算の結果があたかも法人の情報であるかのように流通するなど、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例第６条第２号アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

⑶　条例第６条第３号該当性について

ア　条例第６条第３号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ　実施機関は、本件対象文書が条例第６条第３号に該当する理由として、当該情報は現在、神奈川県、藤沢市及び鎌倉市で審議、検討又は協議を進めている未成熟な情報であり、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがあると主張する。

ウ　本件対象文書を見分したところ、実施機関が主張するとおり、神奈川県、藤沢市及び鎌倉市の費用負担を検討する内容が認められた。

　なお、実施機関に確認を行ったところ、本件の検討については、

現在も協議を進めている段階であり、答申第50号の時点と状況に変わりがない。

新駅設置の費用負担に関する内容については、現時点においても審議が続いている未成熟な内容であり、また一般に新駅設置に係る費用負担の考え方については、行政内部に留まらず、第三者への影響も考えられる。そのため公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与えるとの実施機関の主張には理由がある。

よって、条例第6条第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

以上により「1　審査会の結論」のとおり判断する。

5　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

（別紙）

処　理　経　過

年　　月　　日	内　　　　容
２９／　８／２１	行政文書公開請求書が提出される
９／　４	行政文書一部公開決定通知書送付
１２／　６	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
１２／２７	処分庁が弁明書を提出
３０／　１／１６	審査請求人が審査庁に反論書を提出
２／１６	審査会に対し諮問
８／　６	第 98 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
９／　３	第 99 回審査会で審議
９／１３	答申（答申第６４号）